

電子化到来と人口減少という環境変化 に対応するための経営施策

2023.11.17
A p r o ' s 税理士法人
赤松 和弘

目 次

1. インボイス制度
引用元: 政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202210/1.html>
2. 電子帳簿保存法のポイント
3. 税務行政のデジタルトランスフォーメーション
4. 財務を視点とした経営施策
5. 医療法人に関する情報の調査及び分析等について

1. インボイス制度

1. インボイス制度 (1) 消費税の仕組み



1. インボイス制度

(2) インボイスの背景

令和5年(2023年)10月1日からインボイス制度開始

「インボイス」とは、事業者間でやり取りされる消費税額等が記載された請求書や領収書

事業者が消費税の納税額を計算する際に必要となるもの

そのため、消費者はインボイス制度の対応は必要ありません。

1. インボイス制度

(2) インボイスの背景

令和元年(2019年)10月消費税が10%に、食料品などが8% 2つの税率が混在。

正しい消費税の納税額を算出するには、どの取引や商品に**どちらの税率**が適用されているかを**明確**にする必要がある。

商品等に課されている消費税率や消費税額等を請求書に**明記**するインボイス制度が実施されることになった。

このインボイス制度によって、**消費税額等を正確に把握**することができる。

売手は納税が必要な消費税額を受け取り

「今回あなたが納める消費税は〇〇ですからね。

これは課税事業者である私がちゃんと納めておきますからね。」

買手は納税額から控除される消費税額を支払う

上記対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる。

1. インボイス制度

(3) インボイスとこれまでの請求書との違い

インボイスは、売手から買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために消費税額等が明記された請求書等をいう

具体的には、制度開始前に使用されていた請求書（以下「区分記載請求書」という）に3つの記載事項が追加されたものになります。

○区分記載請求書の記載事項

- 請求書の発行事業者の氏名または名称【図①】
- 取引年月日【図②】
- 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）【図③】
- 税率ごとに区分して合計した対価の額【図④】
- 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称【図⑤】

○インボイスは、区分記載請求書の記載事項に、次の3つが追加

- 登録番号（図A）
- 適用税率（図B）
- 税率ごとに区分した消費税額等（図C）

請求書

⑤ 株式会社××× 御中	① △△商事株式会社 登録番号 T012345...	A 適格請求書を発行した 事業者の登録番号
11月分 131,200円		〇〇年 11月30日
日付	品名	金額
② 11/1	③ 魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計 120,000円		消費税 11,200円
④ 8% 対象 40,000円		消費税 3,200円
10% 対象 80,000円		消費税 8,000円
		C 税率ごとの 消費税額の合計
		B 適用税率
		③ *軽減税率対象

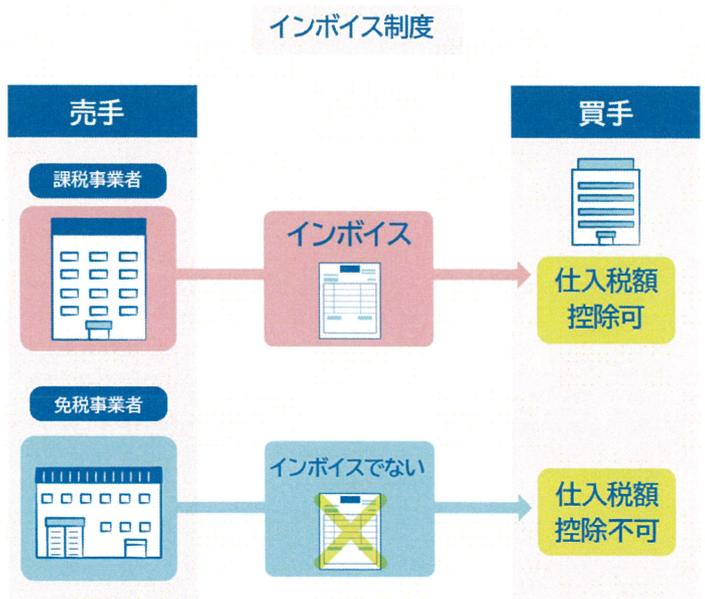
1. インボイス制度

(4) インボイスを交付できる事業者

インボイスを交付することができる者は、
税務署長から登録を受けた「インボイス発行
事業者」（適格請求書発行事業者）に限られ、
消費税を納める義務のある事業者（=課税事
業者）が登録を受けることができる

また、売手は、買手（課税事業者に限ります。）の求めに応じてインボイスを交付し、
その写しを保存しておく必要がある

一方、買手は交付されたインボイスを保存す
ることで、仕入税額控除を受けることができ
る



1. インボイス制度

(5) 免税事業者からの仕入れの経過措置

インボイス制度の下で、インボイス発行事業者として登録していない免税事業者等（以下「免税事業者等」といいます。）からの仕入れでも、制度開始直後から控除が全く受けられないわけではない。

インボイス制度が始まった令和5年（2023年）10月から令和11年（2029年）9月までの6年間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

・令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の**80%控除**

・令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の**50%控除**

1. インボイス制度

(5) 免税事業者からの仕入れの経過措置（要件）

帳簿

通常の帳簿の記載事項に加え、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載、例えば、「80%控除対象」などの記載が必要です。

具体的には、次の事項です。

ア) 課税仕入れの相手方の氏名または名称

イ) 課税仕入れを行った年月日

ウ) 課税仕入れに係る資産または役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨

エ) 課税仕入れに係る支払対価の額

※ウ) の「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法のほか、例えば、本経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

1. インボイス制度

(5) 免税事業者からの仕入れの経過措置 (要件)

請求書等

区分記載請求書と同様の記載事項が必要となります（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）。

具体的には、次の事項となります。

ア) 書類の作成者の氏名または名称

イ) 課税資産の譲渡等を行った年月日

ウ) 課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

エ) 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

オ) 書類の交付を受ける当該事業者の氏名または名称

※インボイス発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、ウ) のかっこ書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及びエ) の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められます。

なお、提供された請求書等に係る電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面に追記して保存している場合も同様に認められます。

1. インボイス制度

(6) 免税事業者の経過措置

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置（以下「2割特例」といいます。）が3年間講じられています。

事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

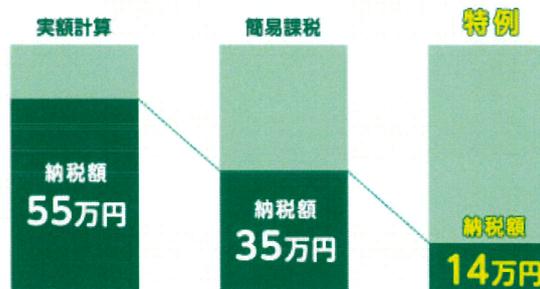
実額計算の場合▶

$$70万円 - 15万円 = 55万円$$

簡易課税の場合▶

$$70万円 - 35万円^* = 35万円$$

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)



特例の場合 ▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

1. インボイス制度

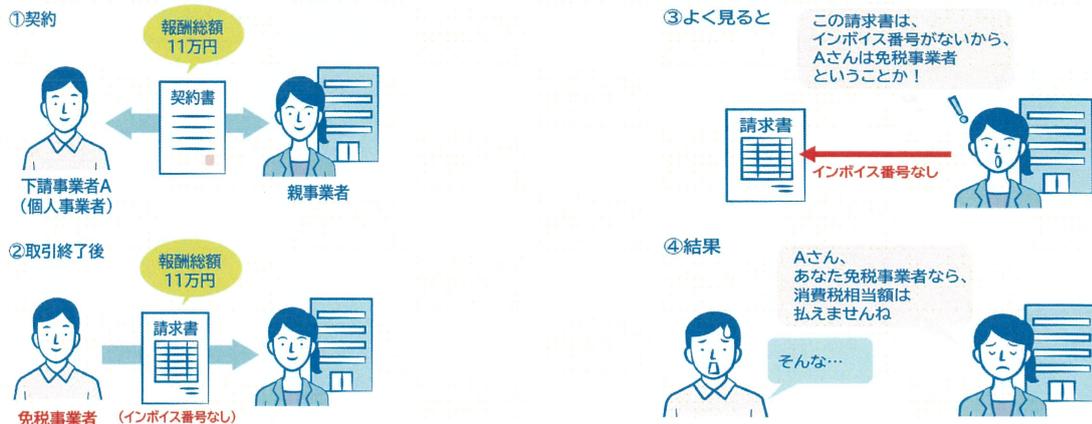
(7) 下請法等の違反に注意①

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部、又は全部を支払わない行為

→下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

親事業者が下請事業者に対し、「報酬総額11万円」で契約を行った。

取引完了後、下請事業者がインボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



1. インボイス制度

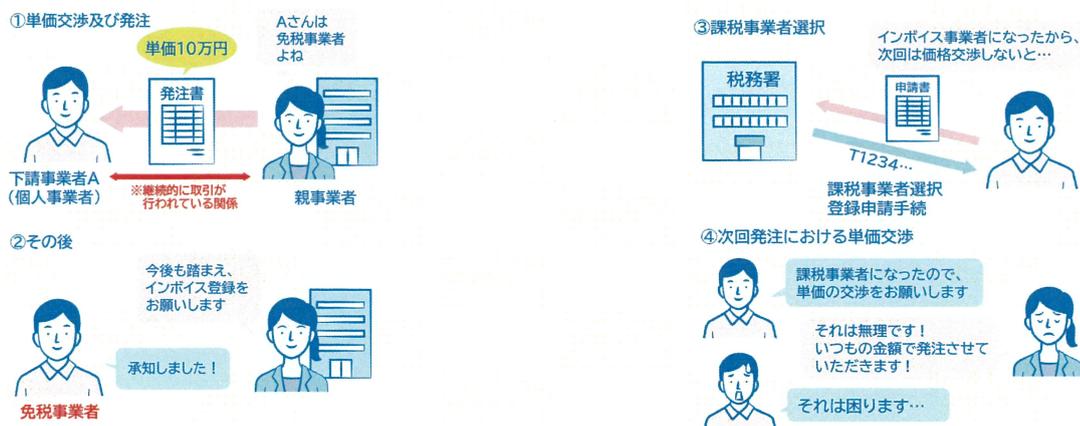
(7) 下請法等の違反に注意②

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為

→下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。

その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



2. 電子帳簿保存法のポイント ～基本編～

経理に関するお悩み ▶▶▶ 電子帳簿等保存制度で**経理のデジタル化**

こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等処理している」

そのお悩み、**電子帳簿等保存制度**が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずに**データのままで保存**
- 経費の領収書やレシートを**スマホで撮影**して経理処理・保存

Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが**不要**に
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類が**すぐに見つかる**
- データ上で経理処理ができるので、**経理担当もテレワーク**ができる

Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. **いいえ**、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいて保存していただくことが必要です。

電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

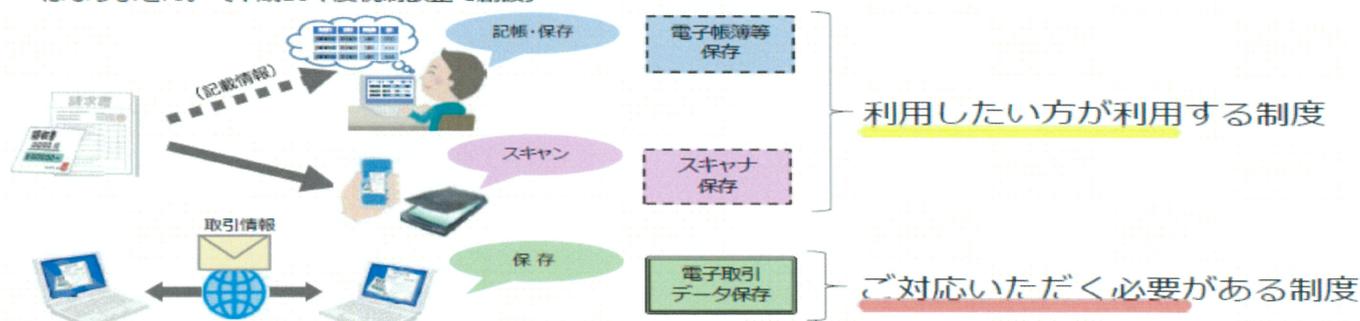
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。〔平成17年度税制改正で創設〕

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。〔平成10年度税制改正で創設〕



① 電子帳簿等保存について

帳簿等

電子帳簿等保存とは？

- 税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。
- 帳簿・書類のデータ保存を始めるにあたって、特別な手続は必要ありません。

どのような帳簿・書類が対象になるの？

- 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
- 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え

優良な電子帳簿にはさらにメリットがあります！▶▶▶ 優良な電子帳簿については15ページへ

- 一定の帳簿を優良な電子帳簿として保存していれば、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることができます。
- 仕訳帳と総勘定元帳を優良な電子帳簿として保存していれば、所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

スキャナ保存とは？

- 紙の領収書・請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スキャナやスマートフォン、デジタルカメラなどで読み取った電子データを保存することができます。
 - スキャナ保存を始めるにあたって、特別な手続は原則（※）必要ありません。
 - これからやりとりする書類だけでなく、スキャナ保存を始める日より前にやりとりした過去の書類（※）もスキャナ保存することができます。
- ※ 過去の重要書類（資金や物の流れに直結・連動する書類）についてスキャナ保存する場合は、あらかじめ届け出る必要があります。

どのような書類が対象になるの？

- 取引相手から紙で受け取った書類
- ご自身が手書きなどで作成して取引相手に紙で渡す書類の写し

（対象となる書類の例） 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書など
（対象とならない書類の例） 棚卸表、貸借対照表、損益計算書、電子取引データを出力した書面など

どうやって保存すればいいの？

- 「スキャナ」や「複合機」で読み取った電子データのほか、スマートフォンやデジタルカメラなどで読み取った電子データでも問題ありません。
- スキャナ保存については様々なルールを満たして保存するために、対応ソフト等を使用することが一般的です。

電子取引データ保存とは？

- 領収書・見積書・請求書などに相当するデータをやりとりした場合には、一定のルールの下でそのデータ（電子取引データ）を保存しなければなりません。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている全ての方に対応いただく必要があります。

どのような書類が対象になるの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれるデータが対象です。
 - 受け取った場合だけでなく、送った場合にもデータのまま保存する必要があります。
- ※ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならぬ訳ではありません。

どうやって保存すればいいの？

- やりとりしたデータをプリントアウトした書面のみを保存する方法は認められず、電子取引データそのものを保存する必要があります。
- ファイル形式は問いませんので、PDFに変換したデータやスクリーンショットをしたデータで保存いただいても問題ありません。

電子取引データ保存の一定のルールとは？

1. 真実性の確保（改ざん防止）

※以下のいずれかを満たす

- ◆ タイムスタンプが付与されたデータを受け取る。
- ◆ 保存するデータにタイムスタンプを付与する。
- ◆ データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。
- ◆ 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



2. 可視性の確保

※①と②を全て満たす

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足

以下のいずれかに該当する方は、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、②の「検索要件の充足」が不要。

- ✓ 基準期間(2課税年度前)の売上高が「5,000万円以下」の保存義務者
- ✓ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

システム対応が間に合わない場合などの猶予措置

電子取引データ保存の一定のルールに沿った保存ができない場合であっても、以下の(1)と(2)を満たす場合には、一定のルールに沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができます。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）



- (2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

①～③に共通するルールについての留意事項

検索要件の概要

帳簿等

スキャナ

電子取引

電子帳簿等保存の優良な電子帳簿の保存・スキャナ保存・電子取引データ保存においては、**①～③の条件を全て**満たす形で検索要件を充足することが必要です。

- 条件① 取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる
- 条件② 「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる
- 条件③ 「日付・金額・相手方」を組み合わせて検索ができる

検索要件の充足方法に関する例外

電子取引

例外1：以下の方法により検索できる状態であれば、検索要件を満たすことになります。

(1) 規則的なファイル名を付す方法

データの**ファイル名**に規則性をもって所定の項目を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、**フォルダの検索機能**が活用できる

(規則性を有したファイル名の例)

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.pdf

(2) 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で**索引簿**を作成しておくことで、**表計算ソフト等の機能**を使って検索できる

(参考) 特設サイトに索引簿の作成例(ひな型)を掲載しています。

(索引簿の例)

通番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	550000	国税工務店(株)	領収書

(注) 例外1については、スキャナ保存でも利用可能だが、検索要件以外の要件(例：バージョン管理)も満たす必要がある。

①～③に共通するルールについての留意事項

検索要件の充足方法に関する例外(つづき)

例外2

帳簿等

スキャナ

電子取引

- ✓ 保存データについて、税務調査等の際に電子データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、条件②③(範囲指定、組み合わせでの検索)は不要となります。
- ✓ ただし、税務職員がダウンロードを求めたデータ全てについて応じられること等が必要です。

例外3

電子取引

以下のいずれかに該当する方は、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、「検索要件の充足」が不要となります。

✓ 基準期間(2課税年度前)の売上高が「5,000万円以下」の保存義務者

✓ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

「ダウンロードの求め」に応じることの意義

帳簿等

スキャナ

電子取引

①税務職員からのダウンロードの求めに応じられる状態で電子データの保存等を行い、かつ、②実際にダウンロードの求めがあった場合にはその求めに応じること

職員が求めた**全ての電子データ**の提出に応じる必要があり、そのデータにおいて**通常出力可能な範囲で、求めに応じた方法**(例えば出力形式の指定)で提出する必要があります。

(満たさないケースの例)

- ・ 求められた帳簿データのうち、一部について電子データの提出に応じられない/応じない
- ・ CSV形式で出力できるにもかかわらず、検索性等に劣る他の形式で提出する

3. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

－税務行政の将来像 2023－

令和5年6月23日

国税庁

はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。また国税当局側も、事務処理コストの削減や効率化、得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められるものと考えています。

今後、アフターコロナの時代に移る中でも、こうした意義のある税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を更に前に進めていくため、今般、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2.0－」（令和3年6月公表）^{（※）}を改定しました。今後は下のとおり、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、施策を進めていきます。

① 納税者の利便性の向上

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

② 課税・徴収事務の効率化・高度化等

業務に当たってデータを積極的に活用します。地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めます。

③ 事業者のデジタル化促進

事業者の業務のデジタル化を促す施策も実施します。これによって、経済取引のデジタル化につながることで、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理を可能とし、生産性の向上等を図ります。

今後取組を進めていく中では、特にデータの分析の場面などにおいて納税情報を含む守秘性の高いデータを取り扱うことから、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保には万全を期してまいります。

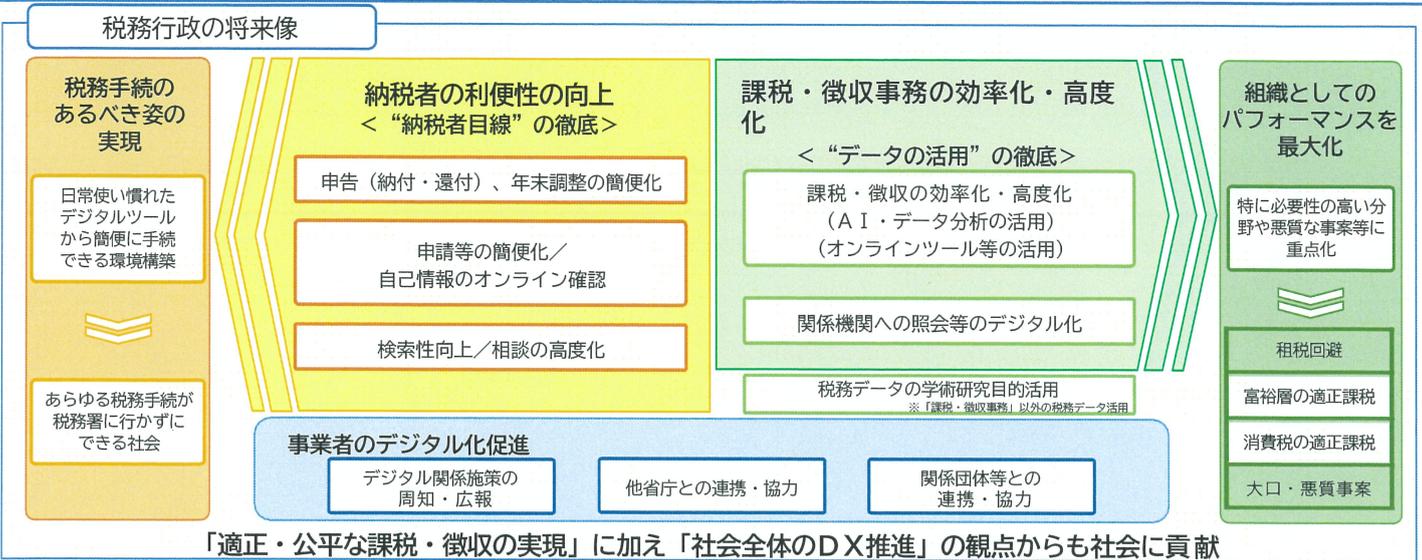
また、電話相談等のデジタル手続を補完するツールについても、使い勝手の改善を図ること等を通じて、デジタルに不慣れな方を含めたあらゆる納税者に対して、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指します。

経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、国税庁が「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たして国民の負託に引き続き応えていくためには、その時代時代に応じた税務行政のあるべき姿（グランドデザイン）を描き、その実現に向けて着実・迅速に取組を進めていくことが重要となります。税務行政のDXを推進することを通じて、国民にとって利便性が高く、かつ適正・公平な社会の実現に努めてまいります。また、税務行政のDXと併せて、事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進してまいります。

国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加えて「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献してまいります。

※ この文書では、国税庁が目指すべき姿や基本的な方向性のほか、納税者に直接影響がある施策や特に重要な施策等について例示的に示しています。

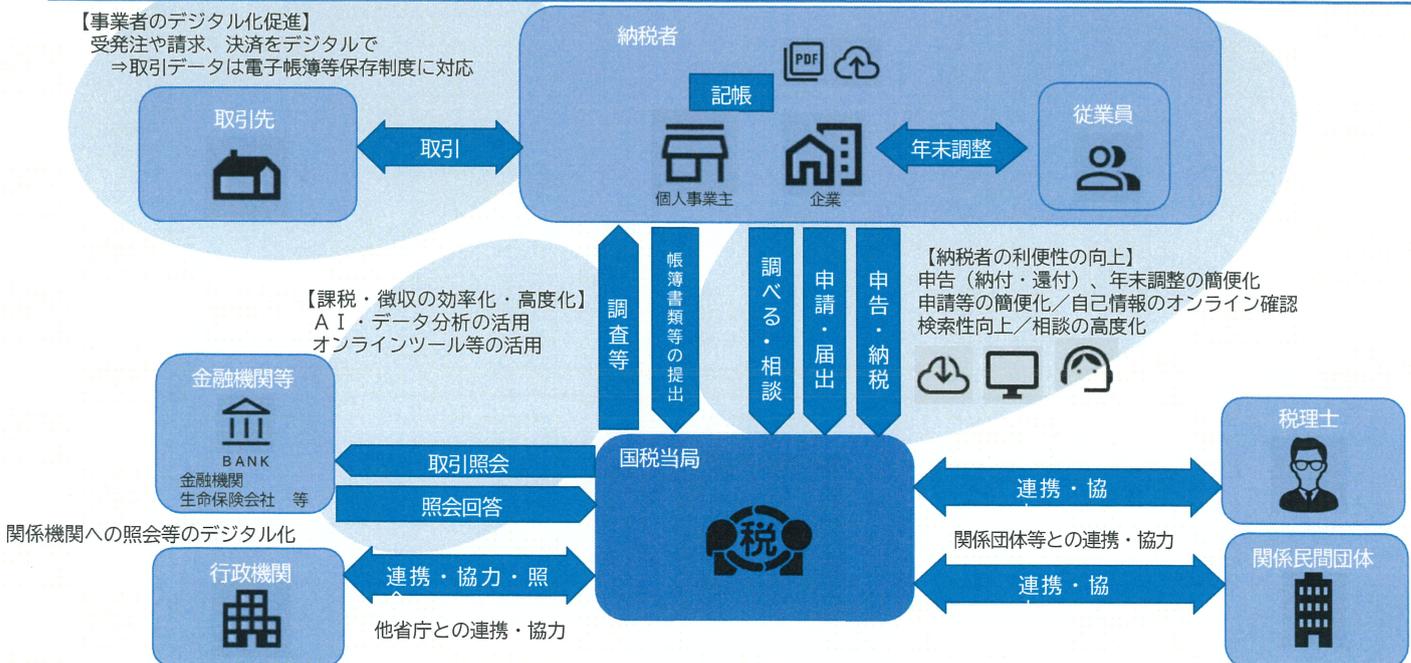
- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - 国税庁は、「適正公平な課税徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

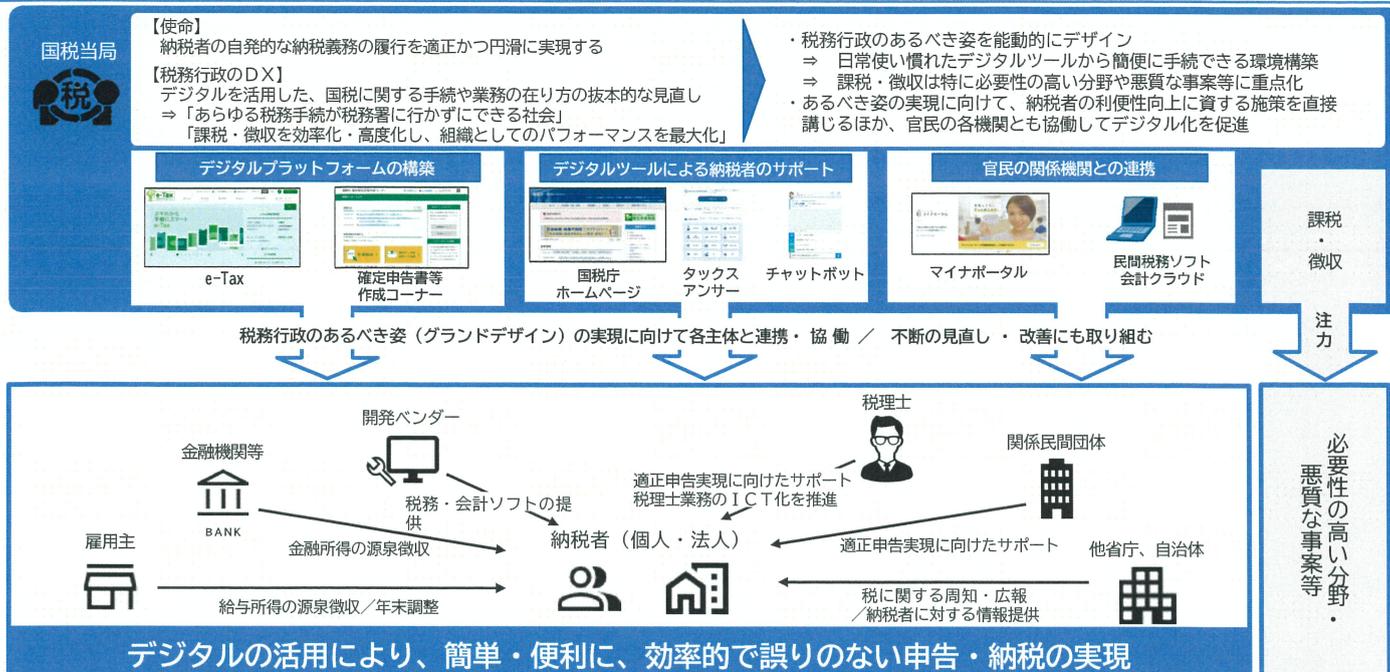
税務行政に関わる各プレイヤーの役割（イメージ）

- ◆ 税務行政は、実に多様な関係者が関わることで成り立っています。
- ◆ これらの関係を踏まえた上で、一部分だけでなく、全体を俯瞰し全体最適を実現する観点からDXを推進することが重要です。



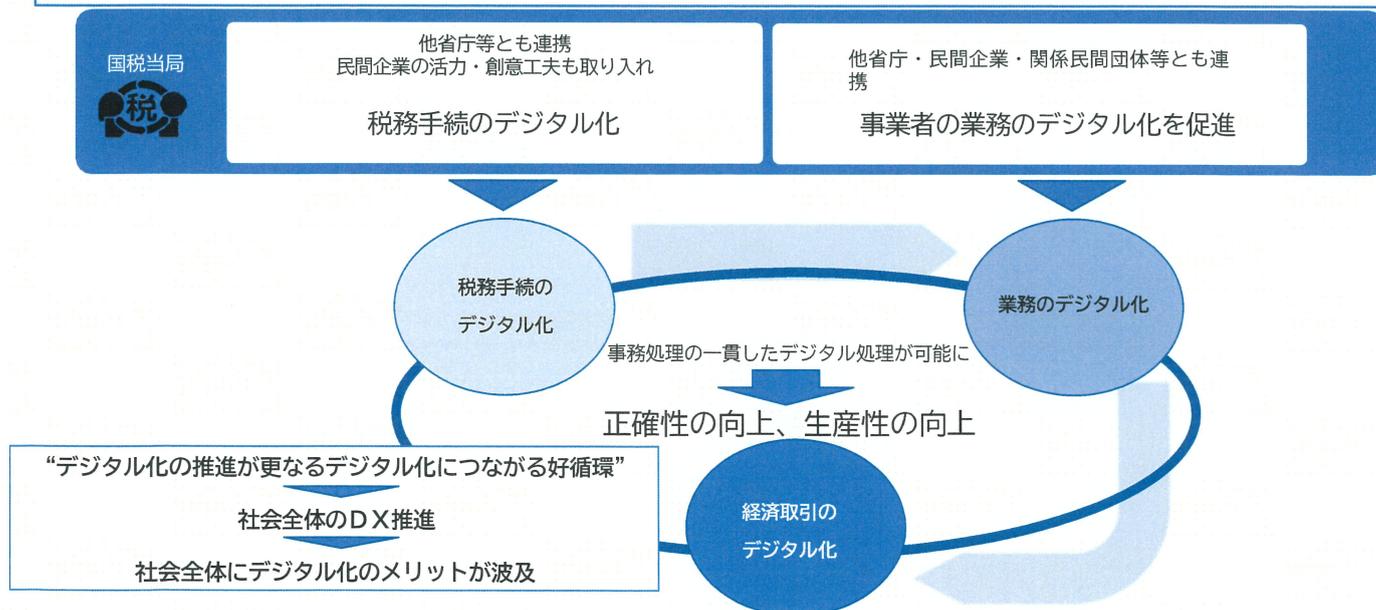
税務行政のDX推進における国税当局の役割（イメージ）

- ◆ 税務行政のあるべき姿（日常使い慣れたデジタルツールから簡便に手続きできる環境構築／課税・徴収は特に必要性の高い分野や悪質な事案等に重点化）の実現に向けて、税務行政のDXを推進します。
- ◆ デジタルの活用により、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告・納税を実現できる環境を目指します。



税務を起点とした社会全体のDXの推進（イメージ）

- ◆ 税務手続きのデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れを俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、**想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが 税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討**していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の**申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等**に取り組みます。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化	申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認	検索性向上／相談の高度化
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化） →申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版 確定申告書」）の実現 ➢ e-TaxのUI/UX改善 →各種e-Taxソフトの統合による導線の整理 ➢ キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付 ➢ 年末調整手続の簡便化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ e-Taxの「マイページ」の充実 ➢ 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付機能 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ オンライン相談の充実 →チャットボットの充実、ホームページの検索性向上 ➢ 電話相談の高度化・利便性向上 ➢ SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

カスタマージャーニーの具体化（給与所得者の例）

実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することにより、現状の問題点を可視化します。

※ 本ページは、一つの例として、給与所得者をペルソナとしたカスタマージャーニーマップを掲げています。

給与所得者（35歳会社員）の申告手続 ToBe（将来像）イメージ

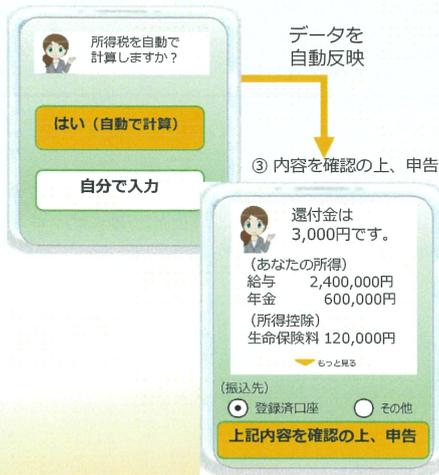
フェーズ	きっかけ	調べる		申告準備	マイナポータル連携	申告書の作成	調べる	申告書の提出	
所要時間 (合計1時間)	5分	15分		15分	10分	15分			
ツール	スマートフォン								
コンテンツ	LINE	国税庁HP・e-TaxHP			マイナポータル	確定申告書等作成コーナー・e-Tax			
改善策	プッシュ型の情報配信	国税庁HP等のUI/UXの改善		オンライン手続への案内	日本版記入済み申告書の実現	チャットボットのUI/UXの改善	完全e-Tax申告		
	個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信を行う。	国税庁HP等の類似の内容のページを整理する。	国税庁HP等のUI/UXを改善する。	手続に必要な書類をイメージしやすくなるよう説明の見直しを行う。	オンラインによる手続の案内を適切に行う。	マイナポータル連携の対象を拡大する。事前設定が簡単かつ、短時間で完了するよう改善する。	作成コーナーのUI/UXを改善する。	コンテンツ間のシームレスな連携を行う。納税者の質問に正確に回答できるようにチャットボットを改善する。	作成から送信までの流れの中で、必要な書類を全てデータで提出できるように改善する。
納税者の行動									
納税者の感情	国税庁から住宅ローン控除の情報が届いたぞ。	知りたい情報のページへアクセス	ページを見て、必要な手続を理解	必要な書類をイメージした上で用意	案内に沿って作成コーナーへアクセス	マイナポータル連携の事前設定が完了	作成コーナーで申告書を作成	不明な点は、チャットボットに質問	申告書と必要な書類をe-Tax送信

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指します。
- ◆ 令和6年以降順次、給与情報についても自動入力を実現します。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択



個々の項目や還付金振込口座の入力は不要（振替納税を利用すれば納付も自動に）

2 現状



自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票		

3 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

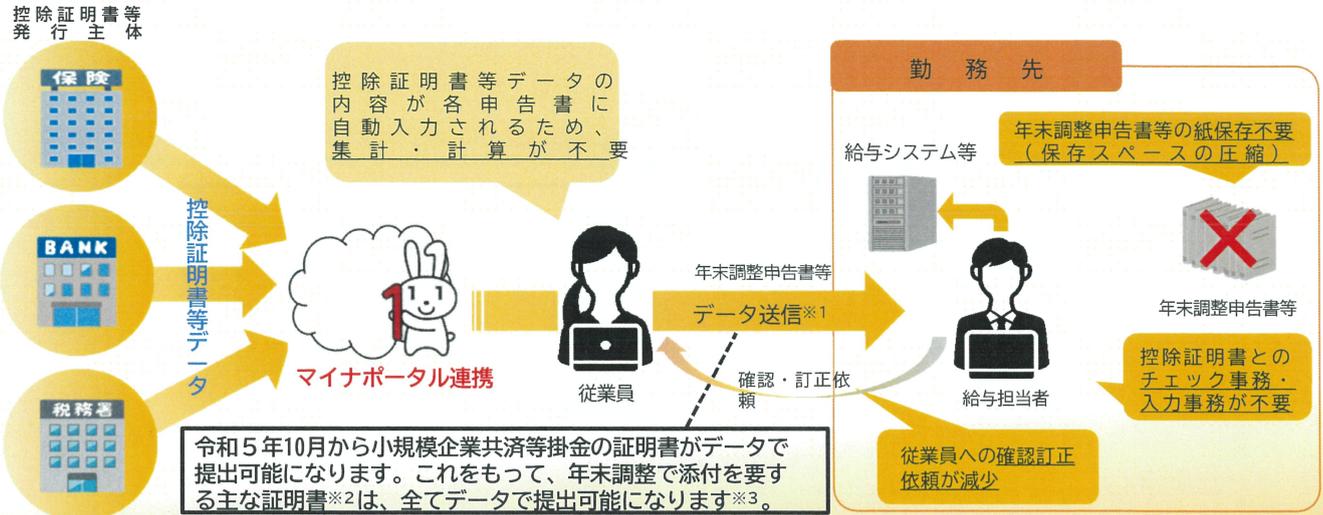
給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）【工程表】

		データ（主な保有機関等）	実現時期			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）				令和6年2月～（注）
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）	実施時期未定			
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済等の掛金支払額 （中小機構、国民年金基金連合会）				令和6年1月～
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

(注) スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより、金額等を自動入力できる機能(R4.1~)については、確定申告書作成コーナーにおいて引き続き提供。

年末調整手順の簡便化

- ◆ 企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手順のデジタル化を推進しています。
- ◆ デジタル化で、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、企業は各控除額の確認やシステム入力が必要なくなります。
- ◆ また、従業員の方は、控除に関するデータをマイナポータルから一括でダウンロード・活用することが可能です。

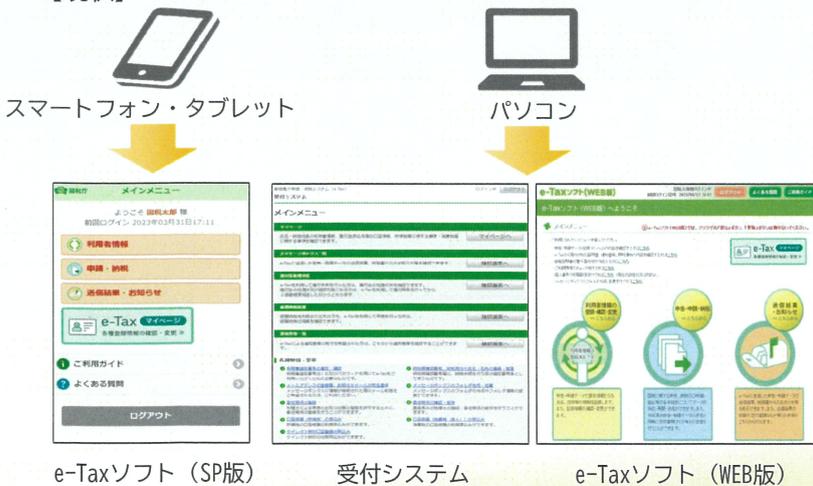


- ※1 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアが必要
- ※2 主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書
- ※3 証明書を発行する各保険会社・機関が電子発行に対応していることが前提

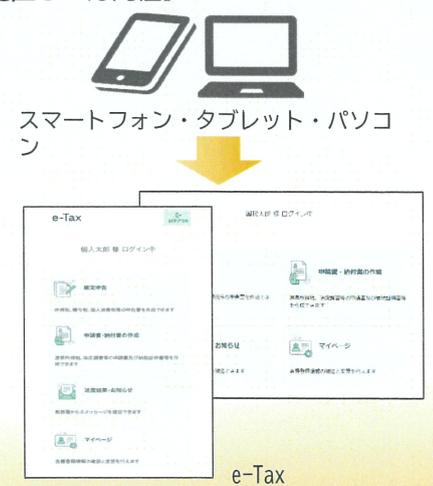
e-TaxのUI/UX改善

e-Taxに関するソフト等の増加に伴い複雑化した導線を簡素化するため、「受付システム」、「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」などのソフトを統合し、利用者目線に立った導線に整理するとともに、スマートフォン・タブレット、パソコンのどちらからも利用可能とするようUI/UXの改善を行います。【令和6年以降順次】

【現状】



【見直しの方向性】



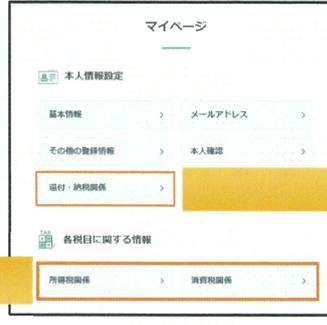
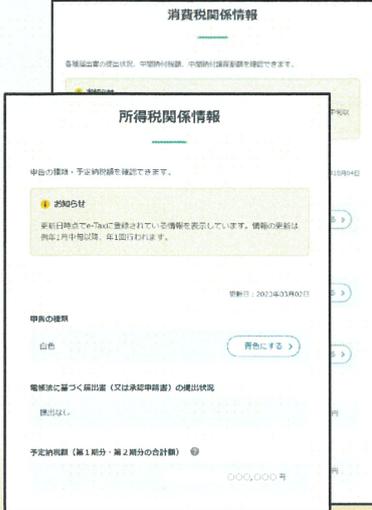
e-Taxの「マイページ」の充実

- ◆ 令和5年1月から、個人の方向けに、e-Taxのアカウント画面において、ご自身の基本情報、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（各種届出の提出状況など）の確認や、一定の申請を簡易に行うことができるページ（マイページ）の提供を開始しました。
- ◆ 令和5年9月から法人の方向けにもe-Taxのマイページを提供するとともに、表示する情報や税務代理人への利用の拡大など機能の充実を目指します。

所得税関係情報・消費税込関係情報

マイページ

還付・納税関係



マイページでできること（例）

- 〔基本情報等の確認〕
 - ・氏名、納税地等
 - ・納税・還付用口座
 - ・所得税の青色申告の承認の有無
 - ・予定納税額
 - ・消費税中間納付税額
 - ・NISA口座の開設状況
 - 〔還付金等処理状況の確認〕
 - ・還付金の処理状況
 - ・振替納税の結果
 - 〔届出の提出状況の確認〕
 - ・電帳法に基づく承認申請
 - 〔簡易申請〕
 - ・所得税の青色申告承認申請
 - ・消費税簡易課税制度選択届出
 - ・消費税課税事業者選択届出
 - ・消費税課税期間特例選択届出
- ⇒ 引き続き機能の充実を目指す

キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付

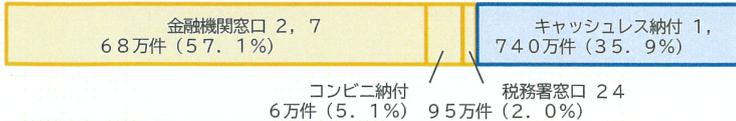
- ◆ キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和4年分の還付申告及び更正の請求から、公金受取口座を還付金の振込先として利用可能になりました。

1 納付

キャッシュレス納付の推進

- ⇒ 目標：令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割
- ※ 将来的には、申告手続のオンライン利用率と同程度の割合を目指す

国税の納付件数（手続別内訳：令和4年度速報値）



キャッシュレス納付の多様化に向けた取組

- ・振替納税：昭和40年7月～
- ・インターネットバンキング等：平成16年6月～
- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）：平成21年9月～
- ・クレジットカード納付：平成29年1月～
- ・スマホアプリ納付：令和4年12月～

ダイレクト納付が更に便利になります！

- ・令和5年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- ・令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付で行う意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限(※)に自動で口座引落しを行えるようになります。
- ※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

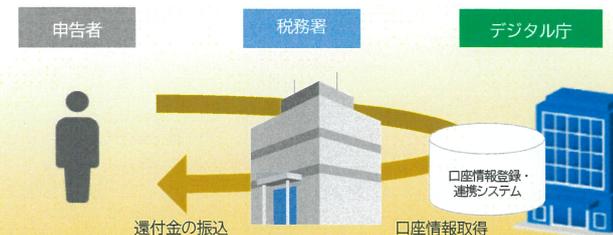
2 還付

公金受取口座の利用により口座情報の入力が必要に

【確定申告における公金受取口座の利用イメージ】

- ・「公的給付支給等口座（公金受取口座）への振込み」を選択（または「O」を記載）するだけでOK
- ・預金口座情報の入力は不要

（確定申告書等作成コーナー）



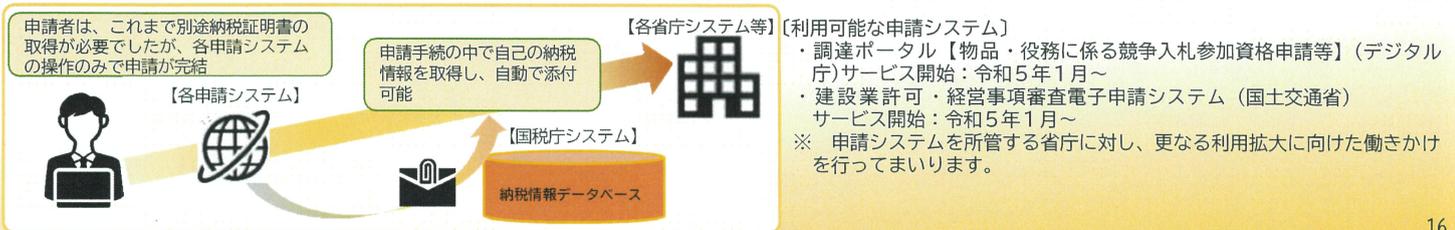
納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

- ◆ 令和4年9月から、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットで、電子納税証明書（PDF）の請求から取得までできるようになりました。
- ◆ 電子納税証明書のオンラインによる請求・取得を、より一層推進していきます。
- ◆ また、納税情報の添付自動化（納税証明書の添付を要する申請手続に関して、その手続をオンラインで行う際、納税証明書に代えて、手数料不要で「納税情報」を自動で取得し、申請先に提出することができる仕組み）の活用が見込まれる省庁や関係機関に対し、参加に向けた働きかけを行っていきます。

1 電子納税証明書（PDF）はスマートフォンで完結



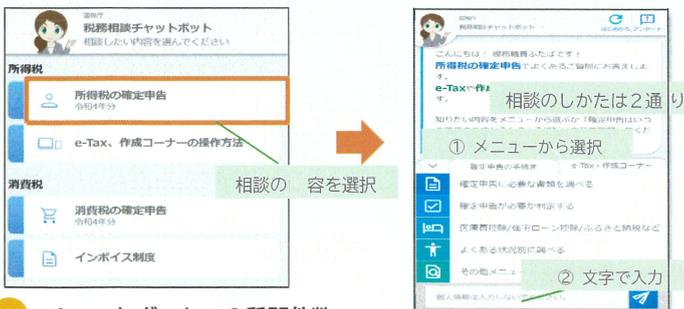
2 申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！



オンライン相談の充実

- ◆ 24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しており、「所得税の確定申告」、「年末調整」に加えて、令和4年5月からは「インボイス制度」、令和5年1月からは「消費税の確定申告」についても相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めていきます。
- ◆ 国税庁ホームページについては、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上などに取り組んでいますが、今後は導線の再整理など、より抜本的な見直しに取り組めます。

1 チャットボットによる相談



2 チャットボットへの質問件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所得税確定申告	40万件	434万件	634万件	578万件
年末調整	25万件	49万件	56万件	—
消費税確定申告	—	—	—	8万件
インボイス制度	—	—	19万件	20万件

（注）「令和5年」は、5月31日現在の件数を示す。
「年末調整」の集計期間については、以下のとおり。
（令和2年～令和3年）10月から12月で集計（令和4年）10月から翌年1月で集計

3 タックスアンサー ～自分に合った条件から探す～

SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

- ◆ 令和5年度中に、国税庁公式LINEアカウントのメニューを多様化し、オンライン手続のゲートウェイ（入口）として活用します。
- ◆ また、LINEのメッセージ機能を利用して、利用者のニーズに合わせた情報配信（セグメント配信）を行います。
※ 個々の納税者の状況に応じたプッシュ型の情報配信についても、今後検討を行います。

1 現状のサービス

※ 国税庁公式LINEアカウント 友だち登録者数 約408万人（令和5年5月末時点）
～ 友だち登録者全員への情報配信 ～

確定申告会場への
～ 入場整理券オンライン発行 ～

～ 現状のメニュー(確定申告関係のみ) ～

国税庁からのお知らせ
令和4年分の確定申告をする方へ!!
スマートフォンとマイナンバーカードで行う
e-Taxにはメリットがいっぱい!
詳しくは「確定申告特集ページ」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku...>

2 更なる活用策

～ メニューの多様化 ～

【イメージ】

～ 利用者ニーズに合わせた情報配信（セグメント配信）～

※ メニューをタップすると、国税庁HP等の各種画面に遷移し、スムーズにオンライン手続への移行が可能となる。

※ 国税庁公式LINEアカウントから、利用者が事前に受信設定したカテゴリの情報を適時に配信する。

課税・徴収事務の効率化・高度化等 < “データの活用” の徹底 > 取組概要

- ◆ データは、**智恵・価値・競争力の源泉**であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。**税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、BPRにも取り組んでいくことが重要**であると考えています。
- ◆ このため、課税や徴収の場面も含めて、**業務に当たってはデータを積極的に活用**するほか、**オンラインツールについても積極的に活用**します。地方公共団体や金融機関等、**他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大**していきます。
- ◆ なお、データの活用という観点では、**税務データの学術研究目的の活用**についても検討を進めています。

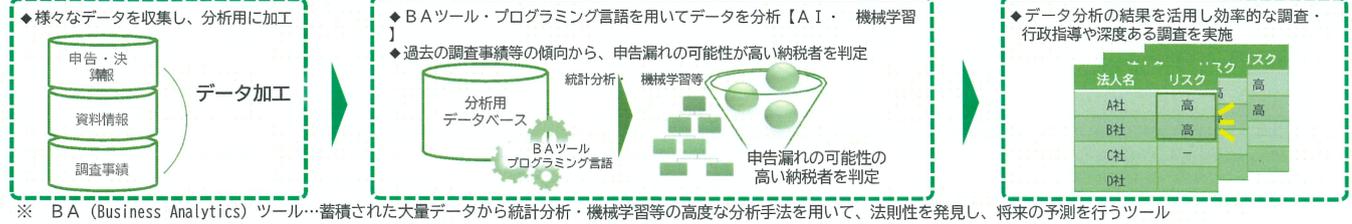
<h3>AI・データ分析の活用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定 ➢ 滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測 	<h3>オンラインツール等の活用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務調査におけるWeb会議システムの活用（リモート調査） ➢ e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類のデータによる受け渡し 	<h3>関係機関への照会等のデジタル化</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大 ➢ 金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大 ➢ 外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用、連携・協調の拡大・強化 	<h3>税務データの学術研究目的活用</h3> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 税務大学校との共同研究 ➢ 匿名データの提供 ➢ 会社標本調査の充実
--	--	--	--

AI・データ分析の活用

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



2 滞納者への最適な接触方法等の予測

BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（**臨場**催告、**文書**催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



オンラインツール等の活用

- ◆ 税務調査に当たっては、Web会議システムを用いたリモート調査や、e-Taxやオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類（データ）のやり取りなど、オンラインツールを積極的に活用していきます。
- ◆ 令和4年10月から、一部の大規模法人を対象に、国税庁の機器・通信環境を利用したリモート調査を試行的に実施
- ◆ また、税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類（調査関係書類）を提出する場合、e-Taxによる提出も可能となりました（PDF：令和4年1月、CSV：令和5年1月より提出可能）。

1 リモート調査

オンラインで概況聴取（質問・回答）等のヒアリングを実施



2 データの受け渡し

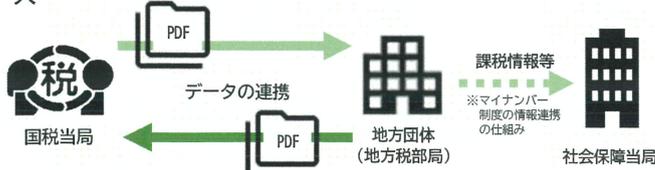
e-Taxやオンラインストレージサービスを利用してデータの受け渡し



関係機関への照会等のデジタル化

- ◆ 国税と地方団体との間で行う相互の情報提供について、データにより連携する対象範囲を拡大すべく検討を進めます。
- ◆ 税務調査や滞納整理に際して金融機関等に行う預貯金等情報の照会について、オンライン照会の対象となる金融機関等を拡大すべく、利用勧奨に取り組みます。

1 国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大



連携対象データ（現状）

(国→地方)

- 所得税確定申告書
- 一部の法定調書
- 源泉徴収義務者情報
- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出
- 法人税申告時に提出された財務諸表/法人税情報（法人名簿情報・申告決議情報等）

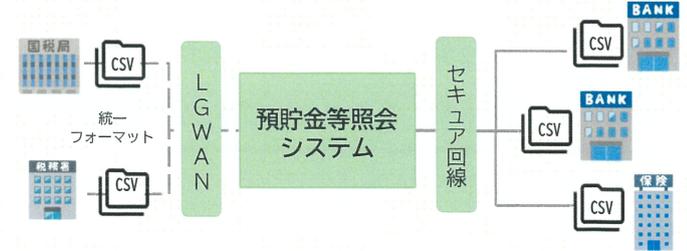
(地方→国)

- 扶養是正情報等
- 地方団体で受理した所得税確定申告書の情報

(国・地方間のデータ連携の対象範囲拡大)

データによる連携の更なる拡大や
国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す

2 金融機関等に対する預貯金等照会のオンライン照会の拡大



(対象の金融機関等の拡大)

金融機関等に対して、オンライン照会サービスの利用勧奨を実施。
証券会社や生命保険会社等に対しても、オンラインによる照会の枠組みを広げるべく利用を勧奨。

【対象の金融機関数】



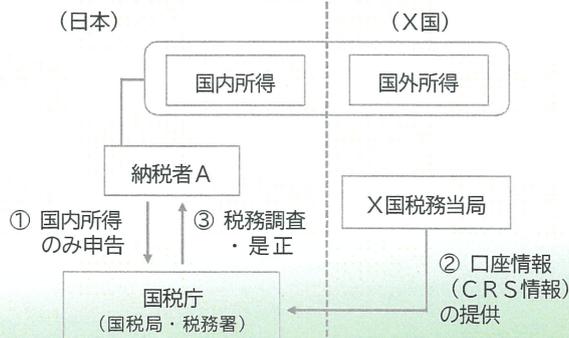
外国税務当局との情報交換により得られるデータの活用

外国税務当局との情報交換により得られるデータ（例：共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）に基づく非居住者の金融口座情報）の積極的な活用を図るほか、外国税務当局との連携協力を拡大強化することで、更なる充実を図っていきます。

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

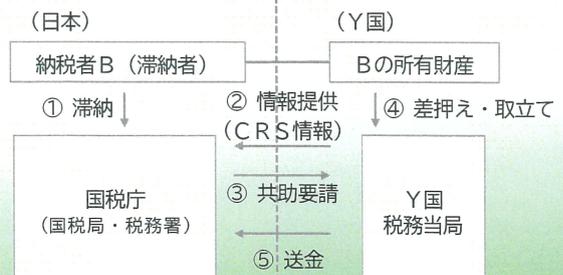
1 国外投資から生じた所得の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国外への投資から生じた所得がX国にあるにもかかわらず、日本では国内所得のみ申告。
- ② X国税務当局から国税庁(日本)に納税者Aの口座情報(CRS情報)を提供。
- ③ 税務調査により、申告漏れを是正。



2 徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供(CRS情報)により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・取立て。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税を徴収。



税務データの学術研究目的活用

学術研究を通じて税財政政策等の改善充実に資する観点等から、学術研究者等を対象とした国税庁が保有する税務データを活用した共同研究の実施や標本抽出匿名加工したデータの提供、また、会社標本調査におけるデータの充実（決算書の勘定科目ごとの金額の提供等）に向けた検討を進めています。

税務データ

氏名等削除

標本抽出
匿名加工

統計作成

1 税務大学校との共同研究



研究用データ
個票形式

- ・令和4年4月より研究開始
- ・4件の研究プロジェクトを進行中

※ 公募により、税務大学校の任期付き職員（国家公務員）に任用され、国家公務員法等の守秘義務が課される。

※ 利用に当たっては、税務大学校の施設内に限定。

2 匿名データの提供



研究用匿名データ
個票形式

- ・データ提供に向けて検討中

※ データ提供に当たっては、一定の要件を満たすことを条件に、利用者の申出によりデータが提供可能となるように検討中。

3 会社標本調査の充実



統計データ
表形式

- ・勘定科目データを表章項目に追加
- ・従業員規模別の階級区分を追加
- ・一部調査項目の全数調査化

事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています（※）。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。
- ◆ このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。
- ◆ 経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。
- ◆ 国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでまいります。

デジタル関係施策の周知・広報

➢ 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報

他省庁との連携・協力

➢ デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報

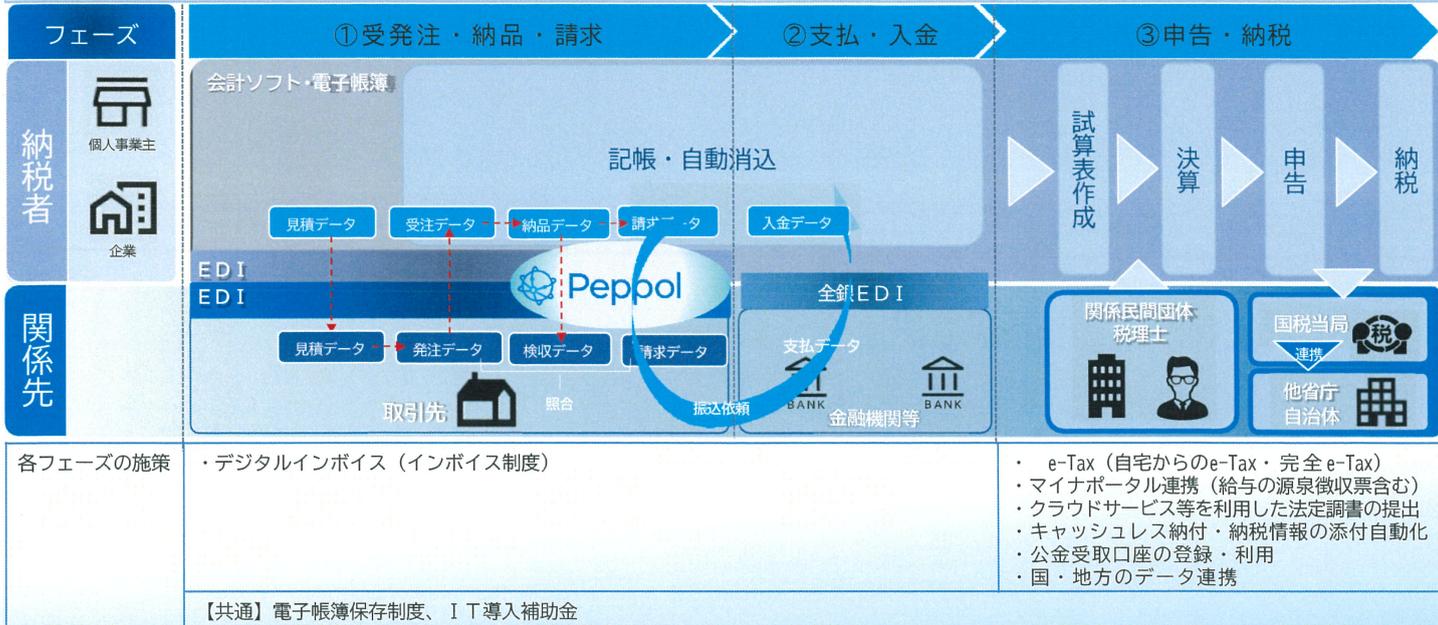
関係団体等との連携・協力

➢ デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策 4. 産業のデジタル化 (3) 中小企業のデジタル化の支援 「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」

事業者の業務のデジタル化（概念図）

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



（その他事業者のデジタル化促進のための施策）

- ・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー、チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

デジタル関係施策の周知・広報

- ◆ 納税者に直接関係する、国税に関するデジタル関係施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報に努めます。
- ◆ 「大企業」、「個人事業主」などといった納税者の属性に応じて周知・広報する施策をカスタマイズするなど、納税者が必要とする情報にアクセスしやすい環境構築等に努めることにより、事業者のデジタル化をサポートします。

【国税庁ホームページに特設ページを開設】



4. 財務を視点とした経営諸施策

1. PL同業比較		(単位/百万円)					
行	項目	2022/12期					
	業績区分	優良企業平均		黒字企業平均		欠損企業平均	
	対象企業数	15件		286件		131件	
1	売上高	96	100%	80	100%	62	100%
2	限界利益	57	59%	58	73%	47	76%
3	人件費	32	33%	31	39%	32	52%
4	支払利息	0	0%	0	0%	0	0%
5	その他経費	12	13%	16	20%	16	26%
6	経常利益	13	14%	11	14%	-1	-2%

出典元：令和5年版 T K C経営指標 その他の医療に附帯するサービス業

2. 部門別採算による限界利益(率)の概算把握 (単位/百万円)

行	令和4年12月期	院外委託	院内委託	併用	合計
1	売上構成	40%	35%	25%	100%
2	売上高	32	28	20	80
3	仕入高	7	5	6	18
4	外注費	1	0	1	2
5	他の変動費	1	0	1	2
6	変動費計	9	5	8	22
7	限界利益	23	24	12	58
8	限界利益率	73%	84%	62%	73%

売上構成、限界利益、各経費の配賦率は仮説です。

3. 間接人件費と間接経費配賦後の経常利益試算 (単位/百万円)

行	項目	院外委託	院内委託	併用	合計
1	売上高	32	28	20	80
2	限界利益	23	24	12	58
3	直接人件費	9	7	6	22
4	直接経費	4	3	4	11
5	貢献利益	10	13	2	25
6	間接人件費	4	3	2	9
7	間接経費	2	2	1	5
8	経常利益	4	8	-1	12

売上構成、限界利益、各経費の配賦率は仮説です。

4. 1消毒あたりの限界利益の試算(3,000回/年)				(単位/円)
行	項目	従来併用	あるべき併用	改善策
1	売上高	6,667	6,900	233
2	変動費	2,567	2,567	0
3	限界利益	4,100	4,333	233
4	直接人件費	2,000	2,000	0
5	直接経費	1,333	1,333	0
6	貢献利益	767	1,000	233
7	間接人件費	667	667	0
8	間接経費	333	333	0
9	経常利益	-233	0	233

年間消毒数、売上構成、限界利益、各経費の配賦率は仮説です。

5. 医療法人に関する情報の調査及び分析等について

制度の趣旨

我が国では、高齢者人口の増加や医療の高度化などによって**国民医療費が増加**していることに加えて、今後、**生産年齢人口の急激な減少**や**医療資源の地域格差**などの課題が存在する。

また、新興感染症拡大時等の**緊急時に迅速な医療提供体制の確保**に必要な支援等を実施するためには、平時から**医療機関の経営状況を把握**することが**重要**である。

こうした課題に対応するため医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに**政策の企画・立案に活用**するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことが必要であるため、新たに医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとする。

医療法人における現行の事業報告書等と新たな経営情報データベースについて		
<p>平成18年医療法改正 ～</p>	<p>現行の事業報告書等の届出事項（法人ごと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表 ○損益計算書（法人全体の事業収益・費用等のみ） ○関係事業者との取引の状況に関する報告書 ○監査報告書 ○社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類 ○その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類（閲覧対象外） <p style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">全法人届出義務</p>	<p>都道府県における医療法人の適正運営の監督・指導を目的</p>
<p>令和5年医療法改正 ～ (令和5年8月施行)</p>	<p>新たな経営情報データベースの報告事項（病院・診療所ごと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療収益（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医療収益） <ul style="list-style-type: none"> ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公費等診療収益」を別掲。 ※ その他の医療収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。 ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。 ○材料費（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費） ○給与費（役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費） ○委託費（給食委託費） ○設備関係費（減価償却費、機器賃借料） ○研究研修費 ○経費（水道光熱費） <ul style="list-style-type: none"> ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医療費用」の科目を設ける。 ○控除対象外消費税等負担額 ○本部費配賦額 <ul style="list-style-type: none"> ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医療費用の内数として記載。 ○医療利益（又は医療損失） ○医療外収益（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益） ○医療外費用（支払利息） ○経常利益（又は経常損失） ○臨時収益、○臨時費用 ○税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） ○法人税、住民税及び事業税負担額 ○当期純利益（又は当期純損失） ○職種別の給与（給料・賞与）及び、その人数(病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用) <ul style="list-style-type: none"> <職種>医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員（事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士）、その他の職員） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>赤文字の科目は、病院・診療所とも必須 緑文字の科目・職種は、病院・診療所とも任意 意青文字の科目は、病院は必須・診療所は任意</p> </div>	<p>医療法人の経営情報を把握・分析するとともにその分析により国民に丁寧な説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築</p> <p>これにより以下のような政策活用を見込む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進 ・効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策検討 ・経営への影響を踏まえた確かな支援策の検討 ・医療従事者等の処遇に向けた検討 ・医療経済実態調査の補完

「医療法人の経営情報のデータベース」制度の概要

報告方法

- 主たる事務所の所在する都道府県知事に、次の方法のいずれかにより報告。
 - ① 医療法人が医療機関等情報支援システム（G-MIS）から様式をダウンロードし、これに記入した上で、G-MISにアップロードすることにより報告する方法
 - ② ①の方法による提出が難しい場合
医療法人が事業報告書等の届出と併せて、様式を郵送等により書面で提出する方法

